

1 事業名

所沢市税条例の一部改正（専決処分）

2 事業の概要

令和 4 年 3 月 31 日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例を改正し、同年 4 月 1 日から施行させる必要が生じたため、専決処分により所沢市税条例の一部改正を行ったものである。

【改正概要】

- (1) 固定資産税等における固定資産課税台帳の記載事項に係る所要の改正
- (2) 固定資産税における省エネ改修住宅に係る減額措置の拡充等に伴う所要の改正
- (3) 固定資産税等における宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る所要の改正

3 他自治体の類似する政策等

地方税法等の一部改正を受け、他の自治体においても同様の条例改正を専決処分により対応している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市税条例の一部改正（専決処分）の概要

新

旧

議案第39号 所沢市税条例の一部を改正する条例

(法人の市民税の申告納付)

第33条の10 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第59条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧1回についての手数料は、所沢市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の10 略

2～8 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第59条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧1回についての手数料は、所沢市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第59条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)1枚についての交付手数料は、所沢市手数料条例の定めるところによる。

2 略

附 則

(読替規定)

第10条の2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第59条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書1枚についての交付手数料は、所沢市手数料条例の定めるところによる。

2 略

附 則

(読替規定)

第10条の2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の4 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の4 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の

固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第12条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第12条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に

当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 略

おける都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 略

所沢市税条例の一部改正(専決処分)の概要

税目・改正項目	改正の内容												
固定資産税・都市計画税 (1) 固定資産課税台帳の記載事項 (市税条例第59条の2、第59条の3)	○ 固定資産課税台帳に記載された住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、次の措置を講じることとするもの。 (1) 住所の削除 (2) 住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載 (3) 上記2項目のほか、市町村長が適当と認める措置 ◆令和4年4月1日から施行												
固定資産税 (2) 省エネ改修住宅に係る減額措置 (市税条例附則第10条の4)	○ 既存住宅に省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の減額措置について、対象住宅の範囲を拡大するとともに、適用期限の延長、対象工事の変更等を行うもの。 <table border="1" data-bbox="453 846 1465 1281"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象住宅</td> <td>平成20年1月1日以前から所在する住宅</td> <td>平成26年4月1日以前から所在する住宅</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>令和4年3月末改修分まで</td> <td>令和6年3月末改修分まで</td> </tr> <tr> <td>対象工事</td> <td>断熱改修工事費が50万円超</td> <td>断熱改修工事費が60万円超又は断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超</td> </tr> </tbody> </table> ◆令和4年4月1日から施行		改正前	改正後	対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅	適用期限	令和4年3月末改修分まで	令和6年3月末改修分まで	対象工事	断熱改修工事費が50万円超	断熱改修工事費が60万円超又は断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超
	改正前	改正後											
対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅											
適用期限	令和4年3月末改修分まで	令和6年3月末改修分まで											
対象工事	断熱改修工事費が50万円超	断熱改修工事費が60万円超又は断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超											
固定資産税・都市計画税 (3) 宅地等に対する固定資産税等の特例措置 (市税条例附則第12条、附則第12条の2)	○ 新型コロナウイルス感染症対策による経済への影響を踏まえ、令和4年度の1年に限り、商業地等に係る固定資産税等の負担調整率の上限を2.5% (現行:5%)に軽減するもの。 ◆令和4年4月1日から施行												